

第83回青森県森林審議会

議 事 録

日時：令和元年12月19日（木） 午後1時30分～
場所：ラ・プラス青い森 2階「カメラリア」（青森市）

1 議 事

(1) 審議事項

ア 三八上北地域森林計画（案）について

イ 東青・津軽・下北地域森林計画変更計画（案）について

(2) 報告事項

森林・林業施策の取組について

2 出席委員（10名）

- ・ 尾崎 幸 委員
- ・ 齋藤 涉 委員
- ・ 佐藤 時彦 委員
- ・ 下久保 仁志 委員
- ・ 高井 秀章 委員
- ・ 高樋 忍 委員
- ・ 玉熊 恭子 委員
- ・ 坪 栄子 委員
- ・ 浜谷 豊美 委員
- ・ 本間 家大 委員

3 県側出席者

- ・ 青山副知事
- ・ 高谷農林水産部長
- ・ 比内林政課長
- ・ 竹内団体経営改善課長代理
- ・ 及川林政課長代理
- ・ 林政課各グループマネージャー

4 関係機関出席者

- ・ 地方独立行政法人青森県産業技術センター 木村林業研究所長

5 議長選出

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、上野会長が議長となるが、会長欠席のため、本間会長代行が議長

6 議事録署名者の氏名

議長が齋藤委員と玉熊委員を指名

7 森林審議会答申

原案のとおり決定されるのが適当である

8 審議経過

別紙のとおり

別紙 審議経過

発言者	発言内容
司 会	<p>それでは、ただ今から「第 83 回青森県森林審議会」を開催いたします。開会にあたりまして、知事の挨拶がございます。</p>
青 山 副知事	<p>本日は、年末の御多忙中のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、日頃から本県の森林・林業行政の推進はもとより、県政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、戦後造林されたスギをはじめとする人工林が本格的な利用期を迎える中、本県では、平成 27 年に六戸町で稼働した LVL 工場に続いて、今年 9 月には、隣接する新工場も営業運転を開始しました。また、平川市と八戸市の木質バイオマス発電施設も順調に稼働しており、県産原木の県内での利活用が進んでいるところです。</p> <p>一方で、伐採後に再造林されずに放置される森林が増加していることに加え、松くい虫被害が深浦町と南部町で継続的に発生しているほか、ナラ枯れ被害についても、深浦町で被害本数が大幅に増加するなど、将来的な資源の循環利用や、森林が持つ公益的機能への影響が危惧されています。</p> <p>さらには、林業就業者が長期的に減少し続けているとともに、高齢化も進行しており、今後、林業における労働力不足がますます深刻化していくものと懸念しているところです。</p> <p>このような中、適切な経営管理ができない森林を、意欲と能力のある林業経営者や、市町村に委託する「森林経営管理制度」が今年 4 月にスタートするとともに、市町村や県が、森林の整備や人材育成などに活用するための森林環境譲与税の交付が始まりました。</p> <p>県では、こうした課題や環境変化などに 適時適切に対応するため、今年 二月に策定した「青森県森林・林業基本方針」に基づき、関係機関と連携しながら、森林病虫害の防除対策や、林業を担う人材の育成・確保の仕組みづくりをはじめ、各種施策を展開しているところです。</p> <p>今後も、緑豊かな森づくりと森林資源の循環利用に向けた取組を、関係者や県民の皆様と一体となって、着実に進めていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、三八上北地域の民有林を対象とした森林整備の目標や指針等を定める森林計画の案などについて御審議いただくこととしておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。</p>
司 会	<p>本日の審議会は委員 12 名のうち 10 名が出席されております。よって青森県附属機関に関する条例第 6 条第 3 項の規定により会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>次に今年度 1 名の委員の方の委嘱替えをさせていただきましたので皆様に御紹介させていただきます。青森県町村会会長の浜谷豊美委員でございます。</p>

	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして県側の出席者を紹介いたします。ただ今御挨拶を申し上げました青山副知事です。農林水産部長の高谷です。林政課長の比内です。団体経営改善課課長代理の竹内です。地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所所長の木村です。</p>
司 会	<p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会の会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>本日、上野会長が欠席されていますので会長代行の本間様に議長をお願いいたします。本間会長代行どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>しばらくの間議長を務めていただきます。</p> <p>まず議事録署名者を決めたいと思いますが、前例によりまして議長から指名ということでよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしとの声】</p> <p>異議なしとの声がございましたので私から指名させていただきます。 齋藤委員と玉熊委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議事に入ります。本日の案件は、審議事項「三八上北地域森林計画（案）」と「東青・津軽・下北地域森林計画変更計画（案）」の2件となります。</p> <p>最初に、県から当審議会に対して諮問をお願いします。</p>
副知事 ↓ 議 長	<p>諮問書</p> <p>森林法第6条第3項の規定により、別添三八上北地域森林計画（案）及び東青・津軽・下北地域森林計画変更計画（案）について、貴会の意見を求めます。</p> <p>青森県森林審議会 上野正蔵殿 青森県知事 三村申吾 よろしく申し上げます。</p>
司 会	<p>副知事は所用のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>【青山副知事退席】</p>
議 長	<p>それでは事務局からの説明をお願いしたいと思います。</p>
比 内 課 長	<p>それでは、私からお手元の資料1及び資料3について説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>【資料1、3説明】</p> <p>資料1と3の説明は以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から資料1と資料3について説明がありました。これより質疑に入ります。</p> <p>御発言をお願いします。</p>
浜 谷 委 員	<p>資料1の説明の16ページ、森林病虫害に関連した部分で、今年9月27日に久慈市、みちのく潮風トレイル沿いに葉が赤褐色となってミズナラが2本発見されて、現地調査でその2本を含めて計7本の枯死木が見つかり、11月28日付けでナラ枯れ被害と確定された事案がございました。</p> <p>ナラ枯れは沿岸部を北上するスピード早いと伺っております。今後、沿岸の方から被害が拡大するということが懸念されるわけですが、県として現時点で何か検討している未然防止策などがあれば伺いたいと思います。</p>
比 内 課 長	<p>沿岸部は、どうしても内陸部と比較して温暖な環境にあるということから、岩手県においては、25年に宮城県と接する大船渡市でナラ枯れ被害が確認されてから、沿岸部を急速に北上しております。</p> <p>今年度、久慈市まで被害が拡大しており、今後の状況によっては、本県の太平洋側で被害も発生する可能性もあると考えております。</p> <p>ナラ枯れ被害は、高齢化した大径木に被害が多く発生しますので、被害の予防には、高齢化したナラ林を伐採して若返りを図ることで、カシノナガキクイムシの繁殖源となる大径木を減らすことが最も有力な方法だとされております。</p> <p>このため、薪や炭、きのこ原木等への利用のほか、ある程度まとまった単位で搬出できる場合、製紙用のチップ材や燃料用チップなどに利用していくことが必要ということで、深浦町で発生している被害に対しては、西北県民局が中心になって材の活用を検討しておりますので、今後、事前に活用していくことが良いと考えています。また、被害が入ってくればすぐ対応できるよう、監視等に努めていきます。</p>
浜 谷 委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>伐採して搬出することを森林所有者に対して周知していくことが大事かと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ほかにございましたらどうぞ。</p>
高 井 委 員	<p>資料1の12ページ、間伐及び保育に関する基本的事項で下刈りについて、植生の繁茂状況等に応じ適時適切な方法により実施ということで、知事の御挨拶で、再造林率の低さを改善する、そのためには低コスト育林が必要であるとされました。</p> <p>事前に資料をいただいております、資料2を拝見したところ、20ページに、樹種別の保育の標準的な方法という表がありまして、これを見ますと下刈りの回数につきまして、スギで8年、アカマツとカラマツ6年、ヒバにいたっては10年ということで、しかもヒバ以外はですね2年目に2回刈りを標準として提示されております。</p>

	<p>低コスト化に向かうという問題意識の中で、現在、林業関係にとどまらない人手不足の中で、一番コストがかかり、そして一番過酷な作業と言われている下刈りを、この回数実施することを標準として示すというのは、むしろ再造林率の改善にマイナスの影響を与えるのではないかなど、懸念しているところがございます。</p> <p>また、実際にやっているかと言えば、2回刈りがどれだけあるのかなということもあります。</p> <p>下刈りを省略しても大丈夫だというようなチャレンジが、国有林も含めて全国いろんなところでされていることも踏まえたと、現状よりも多いような回数を標準とするのではなく、現状よりも少ない回数を標準として、現状程度のところまで△をつけるとか、そういった方向性をここで表現してはいかがかなと。</p> <p>また、枝打ちもスギについては3回ということ、このようにたくさんやる必要があるのか、あるいは、もし花粉症対策ということであれば、そういう書きぶりにすることが必要と感じております。</p> <p>このほか、育林に関するところで、コストに関わること、植栽本数や間伐も、植えてから伐るまでの間のコストを下げ、全体として収益性を上げることの方向性が見えるような、標準的な作業体系を示してはどうかと思います。</p>
比内課長	<p>委員のおっしゃるとおりですが、ここにある資料2の20ページに記載しております、樹種別の保育の標準的な方法、これについては、これまで行われてきた本県の一般的なサイクルに基づいて、造林補助金の補助対象年齢も勘案しながら、わかりやすいように表にしているところで、例えば下刈りの場合、植生の繁茂状況等に応じ適時適切な作業方法により行うこととし、実施時期及び回数はその生育状況や植生高により判断することとしており、決して義務ではないと御理解いただければと思っております。</p> <p>あくまでも、わかりやすいように示しているだけですので、適時適切に指導していきたいと思っております。</p>
高井委員	<p>実際に、森林所有者とか作業をされている事業者の方たちも、適時適切という基準が、総合的な回数を減らす方向へ持っていけないかと。</p> <p>今年の9月には林政課と森林管理署と共催で下刈り省略の現地検討会をさせていただきました。こういった普及活動を通じて、適時適切というのはどういうことかという普及をしていただければ大変ありがたいなと思います。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p>
坪委員	<p>資料1の7ページ、右側のグラフに、年齢1～3のところ、赤字でカラマツと書いてありますが、何か特別な意味があるのでしょうか。</p>
比内課長	<p>資料1の7ページの人工林年齢別資源構成表の1年齢から3年齢までにおいて、カラマツの造林面積が増えていることを強調したかったということで、ここに書かせていただきました。</p> <p>この要因としては、県内で流通する近年の素材単価がスギよりカラマツが</p>

	高く、また、苗木単価もスギ1本140円に対してカラマツが1本100円ということで、所有者が造林する樹種としてカラマツを選択しているものと思っています。
坪委員	ありがとうございます。
議長	ほかに何かお気づきの点はございませんか。
佐藤委員	再造林がなかなか進まないということで、主たる要因は材価が上がらないことだと思うのですが、イメージ的に木材の単価がどのくらいまで上がれば再造林が進むことになるのか。工務店側としては、木材を極力安く買いたい気持ちは当然あるのですが、安く買うことで山主にお金が戻らず、再造林が進まないということであれば、実際どのくらいの材価、素材価格というか丸太の価格になれば、意欲的に山主及び林業事業者の人たちが再造林に取り組めるのか、感覚的に分かれば教えていただきたいなと思います。
及川課長代理	どの位まで上がれば再造林が進むかというものは、残念ながら出ていないと思います。 ただ、木材価格のピーク、これが昭和55年でスギが3万5,000～6,000円くらいで、だんだんと低下していき、今は丸太で9,000円～1万円くらいです。今なかなか再造林が進まないという状況ですので、少なくともこれよりは上げる必要があると思います。 ただ、木材は国際商品で、外国との関係から木材が上がりにくいという状況ですので、県としては、木材価格を上げるという努力もしますが、何とか生産コストを下げ、森林所有者に還元する対策を現在取り組んでいます。
佐藤委員	ありがとうございました。
議長	ほかにございませんか。 下久保委員、再造林に取り組む事業者の観点から何かありませんか。
下久保委員	再造林と思ってはいるのですが、やはり植栽業務または下刈りなどの保育業務となりますと、現状では人手不足が否めないのを感じております。 そうした中で、今後、外国人労働者といいますか、実習生を、林業、木材産業は活用しなければいけないのかなと感じているところです。 そこで、県が、どのように取組または課題を考えているのか教えていただきたいです。
櫻庭GM	現在、林業分野における外国人技能実習制度は、技能実習1号の分類により滞在期間が1年に限られており、全国森林組合連合会などの中央団体が、3年間の滞在が可能な技能実習2号への分類に向けた検討などを行っているかと聞いております。 本県では、県内の林業事業者を対象としたアンケート調査を実施して、将来的に受け入れを検討する必要がある、と回答した割合が、昨年度は約3割であったものに対して、今年度は約4割へ増加していることから、県としても、外国人材の活用について、事業者の関心が高まっていると認識


	しておりますので、引き続き関係者の意向を確認するとともに、情報収集をしていきたいと考えています。
下久保 委員	ありがとうございました。
議長	ほかにございませんか。 それでは、これから、答申について委員で協議したいと思いますので、委員以外の方は、協議終了するまで退席をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。 【事務局退席】 【委員協議】 【事務局入室】
議長	それでは、答申書をお渡ししたいと思いますのでよろしくお願ひします。 令和元年12月19日 青森県知事 三村申吾殿 青森県森林審議会 会長 上野正蔵 三八上北地域森林計画（案）及び東青・津軽・下北地域森林計画変更計画（案）について答申 令和元年12月19日付けで諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。 原案のとおり決定されるのが適当である。
高谷 部長	ありがとうございます。
議長	それでは、次の案件に入らせていただきたいと思います。 事務局の説明をお願いいたします。
林政課 各GM	【資料5について説明】
議長	報告事項として、森林環境譲与税の取組、青森県森林・林業基本方針に基づく取組ということで、森林の持つ多目的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、県産材の安定供給と利用の確保、山村地域の活性化が報告されたので、皆さんお話し等ございましたら。
高井 委員	森林環境譲与税のところで質問させていただきたいと思います。 2ページに、用途が掲げられておりまして、市町村につきましてはこういうことなのだろうと思います。 県に譲与されます6,670万円の事業名がここに載っておりますが、従来から実施されている事業名もあるのかなと思っておりまして、この中に当

	<p>初予算で予定されていなくて、譲与税を財源として新たに実施されている事業はどの事業で、また、従来からやられている事業に森林環境譲与税が活用されたということであれば、追加的にきた財源であるところの森林環境譲与税がどのように、つまり今まではこのように使われていたけれども、これによって追加的に使うことができたというようなことを教えていただければというふうに思います。</p>
櫻庭 G M	<p>まず、年度途中という部分でございますけれども、市町村政策の支援のうち森林経営管理制度推進事業。次に、人材育成・担い手対策支援のうちの森林整備を担う人材育成推進事業。この2事業につきましては、県の9月補正で措置して現在実施しているものでございます。</p> <p>次に、当初からの予定というところです。譲与税は、9月に予定額の半額が配分され、それから年が明けて3月の末に残りの半額が配分される予定ですが、今年1月の時点で、森林環境譲与税が4月からスタートするということを踏まえて、当初予算において、歳入予算を計上しております。</p> <p>歳入予算を計上したことで、それに見合う歳出を、森林整備や普及啓発等に関する事業を当初予算から計上して実施している状況でございます。</p>
高井 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>森林環境譲与税が、今後、森林環境税として広く納税者から広く徴収されるということで、使い道は公表することになっておりますけれども、説明責任といえますか、アカウントビリティの観点から、これをいただいたことによって、より良く充実した森林整備できたということを、きちんと説明をできるようにしていただければ、大変ありがたいなと思います。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p>
坪委員	<p>4ページの再造林のところ、宮崎県では再造林率が8割と非常に高いのですけれども、具体的にどのようなことされたとか教えていただけますか。</p>
工藤 G M	<p>宮崎県の施策としては、造林補助金に対して嵩上げ補助といわれるものを県独自の環境税で7パーセント補助しています。また、一部の市町村では、さらに独自で嵩上げ補助しているということです。</p> <p>そのほか、宮崎県の再造林率がなぜ高いのかということにつきましては、一つは、オビスギと言われる、35年くらいで伐採する、成長の早いスギの挿し木苗を使って造林しています。また、素性も良いということもありまして、A材の比率が非常に高い。宮崎県で生産する木材の87%がA材ということです。本県だと、主体がB材で、A材は4割くらいしかないのです、そのような理由があるのかなと。</p> <p>また、A材が生産されるので、中国木材さんや木脇産業さんなどの大規模なA材工場が立地しています。</p> <p>そのようなこともあって、面積当たりの森林所有者の手取りが、本県に比べると高いので、再造林に積極的に取り組んでいるのかなというところです。</p> <p>さらに、素材生産事業者の方々も、自ら地拵えまでサービスで実施してい</p>

	<p>るとかですね、いろいろな条件があって再造林が8割位ということになっているのかなと考えています。</p>
坪委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>それでは、報告事項はこのくらいにしたいと思います。</p> <p>その他として、何か皆さんからございましたら。</p> <p>【なし】</p> <p>なければ、予定の時間ともなりました。活発な御意見をいただき、本当にありがとうございました。</p> <p>県においては、各委員から出されました意見・提言を、今後の森林・林業施策の展開の参考にさせていただくようお願いいたしまして、本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>皆様には議事進行に御協力いただき本当にありがとうございました。</p>
司会	<p>本間会長代行、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは閉会に当たりまして、高谷農林水産部長からあいさつがございません。</p>
高谷部長	<p>本間会長代行、また委員の皆様方には、長時間にわたりまして活発に御発言いただき、また貴重な御意見を賜り心からお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>本日頂戴いたしました御意見等を踏まえまして、県といたしましては、国や市町村、関係団体と連携しながら、森林整備の推進、林業の成長産業化、県産材利用の促進等に積極的に取り組んで参りますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>
司会	<p>これもちまして、第83回青森県森林審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>

第83回青森県森林審議会の顛末については、前記議事録のとおり相違ないことを証明します。

令和2年1月16日

委員 齋藤 渉 

委員 玉熊 恭子 